

# ～みんなで参加しよう～ 8月の合併10周年記念事業情報

## 1 西条オリジナル駅弁コンテスト（市民提案事業）

- 開催日 8月20日(水) ■場所 食の創造館
- 問合せ 西条商工会議所女性会 TEL0897-56-2200
- 備考 コンテストの募集は終了していますので、見学のみです。

## 2 西条から世界へ 世界から西条へ

### We are the world 交流フェスティバル（市民提案事業）

- 開催日 8月20日(水) ■場所 総合文化会館 ■入場料 1,000円
- 問合せ We are the world 交流フェスティバル実行委員会（徳永）TEL090-9779-2535
- 備考 チケット販売中ですので、お問い合わせください。

## 3 JAXA宇宙教室（市主催事業）

- 開催日 8月21日(木) ■場所 西条運動公園ほか ■対象 小学3・4年生
- 問合せ 市庁舎新館4階 商工振興課 TEL0897-52-1474
- 備考 8月6日(水)までにお申し込みください。



## 人権擁護委員が委嘱されました

7月1日付けで、法務大臣から次の方々が人権擁護委員に委嘱されました。

- 松木 康 氏（河原津）・・・・・・新任
- 一色由美子氏（小松町新屋敷）・・・・新任

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき委嘱された私たちの街の相談パートナーです。

暮らしの中での悩みや心配事、困り事のある方は、人権擁護委員にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

人権相談は毎月実施しており、日程や実施場所は、定期無料相談（35ページ）に掲載しています。

- 問合せ 市庁舎新館1階 広報広聴課 広聴係 TEL0897-52-1243

## お宅の浄化槽は適正な維持管理ができていますか？

浄化槽は、ご家庭や事業所で発生した、し尿や生活排水を浄化、滅菌することで河川や海へ放流できる水質にする装置です。浄化槽の適正な維持管理がされていないと、河川や海等の公共用水域の水質汚濁の原因となります。



**【浄化槽を設置した人には「浄化槽法」により次の3つのことが義務付けられています】**

### ①保守点検（浄化槽法第10条）

愛媛県の登録業者による浄化槽の保守点検を毎年、定められた回数以上実施すること。

主な内容・・・点検調整による放流水質の維持・機器の点検調整、補修・消毒剤の補充等

### ②清掃（浄化槽法第10条）

市の許可業者による浄化槽の清掃を年1回以上実施すること。

主な内容・・・汚泥の引抜・引抜後の槽内汚泥等の調整・単位装置と機械類の洗浄清掃

### ③法定検査（浄化槽法第7条検査：使用開始後3～5カ月で実施、第11条検査：毎年1回定期検査）

愛媛県知事が指定した検査機関（愛媛県浄化槽協会）が実施する法定検査を年1回受けること。

主な内容・・・保守点検・清掃が適正に行われ、放流水質（BOD測定）が適正かの検査

- 問合せ ○市庁舎新館2階 環境衛生課 衛生係 TEL0897-52-1461
- 公益社団法人 愛媛県浄化槽協会 TEL089-925-8168